

第1表

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立久留米中学校

校長名 木下 信久

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、下記のとおりお届けします。
記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

平和で民主的な国家形成のため、社会連帯性と実践力に富んだ主体性のある個性豊かな社会人を育成する。 ○知性を高める ○心を豊かにする ○体を鍛える

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

I 人権尊重の精神の涵養と健やかな心と体の育成

①個性を認め合う教育の涵養

ア 個性豊かな社会人を育成するために、人権尊重の理念に基づき、互いに認め合い、協力し合う心を育むことを通じて自己肯定感・自己有用感を高め、偏見や差別を許さない支持的風土の学校づくりを行う。

イ 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針及び本校の学校いじめ防止基本方針に基づいた取組を推進するとともに、生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を行う。

ウ 不登校が生じない魅力ある学校とするために、教職員による「居場所づくり」と生徒自身による「きずなづくり」を意識した教育活動を展開する。関係機関やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、オープンセサミ（地域ボランティアによる生徒支援室、校内別室登校支援員）を効果的に活用するとともに、不登校巡回指導教員が中心となり、生徒の状況を網羅的に把握することで、対象生徒一人一人に応じた適切な対応を行う。

エ 難聴通級指導学級設置校として、特別支援教育コーディネーター及び難聴通級指導学級担任が中心となり、生徒への聴覚障害等に係る理解啓発授業等を通して、障害特性や個性についての正しい理解を深める。

②規範意識や他人を思いやる心を育む教育の推進

ア 「考え、議論する道徳」を実践し、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して道徳的価値を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることで、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

II 人生を切り拓き、社会を創る確かな学力の育成

①確かな学力の育成

ア ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した研究を通して授業改善を行い、生徒が主体的に学ぶ姿勢を育み、知識・技能を定着させ、思考力・判断力・表現力等を高める。

イ 小中連携による学力向上に向けた取組を継続して実施するとともに、地域等との更なる連携により生徒の学習活動を豊かなものにする。

②国際社会の担い手を育む教育の推進

ア 生徒が持続可能な社会の担い手となるために、総合的な学習の時間を核とした地域等と連携した探究学習を通して、生徒が持続可能な社会の担い手となることを目指す。

III 時代の要請にこたえる信頼される学校づくり

①持続可能な指導體制の整備

ア 生徒による授業評価及び学校生活意識調査を実施・分析するとともに、生徒、保護者及び教職員を対象とした学校関係者評価を行うことでPDCA マネジメントサイクルによる学校評価を充実させ、積極的に情報発信することを通じ、時代の要請にこたえる信頼される学校づくりを行う。合わせて学校における「働き方改革」の推進と、教員の資質・能力の向上を図る。

②生徒の安全の確保

ア 「安全教育プログラム」等を活用して、地域や保護者と連携した安全教育・防災教育を推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) 生徒が主体的に学習に取り組めるよう、全ての教科で「東久留米スタンダード」に基づきグループでの話し合い活動、学び合い活動や発表活動を通じて言語活動の充実に向けた取組を推進する。
- (イ) 各教科の指導計画や評価計画を生徒・保護者に示す。また、研修を行い指導と評価の一体化を図るとともに、学力調査や授業評価アンケートの結果に基づいた授業改善推進プランを作成し、授業改善を図る。
- (ウ) 「教師による一斉授業」から教え合いを含めた「子ども主体の学び」へと少しずつ変えていく。生徒一人一人に本時の授業を振り返らせ、何を学習したかを明確にし、新たな学びに目を向けさせる。

イ 特別の教科 道徳

- (ア) 特別の教科 道徳の目標に基づき、道徳教育推進教師を中心に本校の生徒や家庭、地域の実態から「自主・自律、自由と責任」「向上心、個性の伸長」「社会参画、公共の精神」を指導の重点とし、「いじめ問題」「生命尊重の精神」「情報モラル」等について取り扱う。また、グローバル社会における環境問題等の課題について考え、異文化を背景とする者や自然と共に生きることが出来る寛容な精神を養う。その際、家庭や地域と共に行う道徳教育の一環として道徳授業地区公開講座、意見交換会を開催する。

ウ 総合的な学習の時間

- (ア) SDGs を軸に地域を探究する活動や体験活動を効果的に行い、各教科で習得する知識や技能と相互に関連付け、第1学年では「地域を知り、人とつながる」第2学年では「学びを深め、社会とつながる」第3学年では「自ら行動し、未来とつながる」に関わる学習を展開する。
- (イ) 生徒が自分らしい生き方を実現していくために、自己の将来について考える機会を設定し、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を各教科と関連を図りながら推進する。

エ 特別活動

- (ア) 学級活動では、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、主体的に考えて実践できるよう指導する。また、学級における教職員による「居場所づくり」と生徒自身による「きずなづくり」に十分な時間を用いて「いじめをしない・させない」指導を充実させる。
- (イ) 生徒会活動では、異年齢の生徒同士の自主的、実践的な活動を促し、学校生活の充実と向上を図る。生徒会サミットを通じて他校と意見交換を行い、より過ごしやすい学校生活を送れるようにする。
- (ウ) 学校行事では、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、よりよい校風を築く意欲や態度を育てる。その際、生徒が主体的に行事に取り組むように、実行委員会活動に十分な時間を用いて、事前事後の指導の充実を図る。

(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ア 「ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて～自立した学習者の育成を目指して～」 主題とし、研究に取り組む。
- イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、生徒の自尊感情と自己肯定感を高める指導を工夫する。また、行事等を通して、生徒の居場所づくりときずなづくりを重視した学級経営を進める。
- ウ 障害者理解について、特別活動や道徳科等で障害者と共に支え合う社会の主体者を育成し、偏見や差別を許さない学校づくりを行う。
- エ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体力向上と生活習慣改善の取組を行う。
- オ 言語活動及び読書活動を充実させるために、学校図書館及び図書館司書を活用し、年3回の朝読書週間を行う。国語科と連携し、図書館の使い方の授業や、本の発表会を行う。
- カ 小中連携教育では、校区内の小学校と学び方の連続性・一貫性のある連携を推進する。また、学習・生活指導上の情報交換を行い、生徒の健全育成と学力の向上を小学校と協同して取り組む。
- キ 教育活動全般について学校だよりやホームページを通して発信するとともに、学校評議員制度や学校関係者評価を通して、保護者や地域の期待にこたえる開かれた学校づくりを推進する。生徒の個人情報については東久留米市個人情報保護条例及び東久留米市情報公開条例に基づいて適正に取り扱う。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 「こども基本法（令和5年4月）」の理念を踏まえ、生徒が意見表明をする機会を設定する等の取組を通し、学校生活のルールやきまりの内容、見直し等について関心を持ち、考える態度を養う。また、学校生活意識調査の分析により生徒の実態を把握し、日々の生活指導や学校行事等の在り方を検討することで、魅力ある学校づくりを推進する。
- (イ) 「生徒指導提要（令和4年12月）」に基づき、教職員や生徒間のコミュニケーションの充実を通して、互いに認め合い尊重し合う学級風土の醸成を図るとともに、定期的なアンケートの実施により生徒一人一人の状況を把握することで、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育（SOSの出し方に関する教育を含む）の充実を図る。
- (ウ) 「学校いじめ防止基本方針」の下、アンケートを年3回実施し、組織的にいじめの未然防止、早期発見及び早期対処に努める。また、休み時間や放課後等の時間を活用して、学校生活への適応を図り、生徒と教師の信頼関係を深化させ、教職員全員で生徒情報の詳細な共有を行い教育相談体制の充実を図る。
- (エ) 青少年健全育成協議会の事業等の地域に貢献する活動への参加を推進する。
- (オ) 生徒が自ら危険を回避する態度を育成するため、生徒に事前連絡しない避難訓練、普通救命講習など、地域や外部機関を活用したより実践的な取組を行う。地域や保護者、消防署と連携した防災訓練を実施する。
- (カ) 「セーフティ教室」では、全学年で情報モラルについて、「薬物乱用防止教室」では、第3学年で薬物使用についての規範意識の向上を図る。「SOSの出し方に関する教育」は、全学年で取り扱う。

イ 進路指導

- (ア) キャリア教育、シチズンシップ教育、消費者教育等、「中学校キャリア教育の手引き（令和5年3月文部科学省）」を積極的に活用し、教科横断的な視点に立って進路指導担当を中心に、三年間を見通したキャリア教育を推進する。
- (イ) 生徒の発達段階に応じた指導を行い、社会的・職業的自立に向け必要な能力や態度を育てる。また、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、計画的・継続的にキャリアパスポートを活用して、望ましい勤労観や職業観の育成を図る。
- (ウ) 自分の将来の目標や夢の実現に取り組む態度や望ましい職業観と勤労観を養うため、地域の方を講師に招き、職業講座（1年）、職場体験・上級学校説明会（2年）など、体験的な学習を実施する。特に職場体験については、地域社会との連携を大切にし、一人一人のキャリア発達を促す。

(4) 特別支援教育

ア 特別支援教育

通級指導学級と通常の学級との交流を効果的に進めていくために、生徒への聴覚障害等に係る理解啓発授業等を通して、障害の特性や個性についての正しい理解ができるよう特別支援教育コーディネーターを中心に組織的に障害者理解に取り組んでいく。教員は必要に応じてコーディネーターを通じて関係諸機関等とも連携して生徒に知識を身に付けさせる。

イ 特別支援教室

個々の生徒の障害の状態に応じた具体的な目標や内容を定め、保護者と連携を図り、連携型個別指導計画や学校生活支援シートを作成し、巡回指導教員と全教員とで共通理解を図りながら一貫性のある効果的な学習活動を行う。

(5) その他

①生涯にわたって育む健やかな体づくり

ア 体力向上や心の健康に関する指導の充実を図るとともに、スクールランチを通して食育の指導を推進する。

②確かな学力の育成

ア 年間3回の朝読書の時間を確保することに加え、調べ学習の際に効果的に学校図書館を利用することにより、生徒の読書活動を推進する。

第3表

学校名 東久留米市立久留米中学校

3 学年別授業日数および授業時数等の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	21	21	14	0	21	23	18	19	16	18	18	206
2	18	21	21	14	0	21	23	18	19	16	18	18	207
3	18	21	21	14	0	21	23	18	19	16	18	14	203
備考	第1学年は入学式が4月8日(火)のため1日減、第3学年は卒業式が3月18日(水)のため4日減 土曜授業は4月19日、5月10日、6月7日、9月20日、10月18日、3月7日の全6回実施する。このうち、振替休業日は6月7日のみに設ける。 学校公開日は4月19日、5月10日、6月7日、9月20日、10月18日、3月7日の土曜授業の日とする。												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動の年間授業時数等配当表

教科・領域等		1年			2年			3年		
		標準時数	余剰	短	標準時数	余剰	短	標準時数	余剰	短
各 教 科	国語	140	4	0	140	0	0	105	0	0
	社会	105	0	0	105	0	0	140	0	0
	数学	140	4	0	105	0	0	140	0	0
	理科	105	0	0	140	0	0	140	0	0
	音楽	45	0	0	35	0	0	35	0	0
	美術	45	0	0	35	0	0	35	0	0
	保健体育	105	0	0	105	0	0	105	0	0
	技術・家庭	70	0	0	70	0	0	35	0	0
	外国語	140	5	0	140	1	0	140	1	0
特別の教科 道徳		35	0		35	0		35	0	
総合的な学習の時間		50	0	0	70	5	0	70	1	0
特別活動	学級活動	35	3		35	6		35	1	
総授業時数 (①)		1015	16	0	1015	12	0	1015	3	0
特別活動	生徒会活動	3			3			3		
	学校行事	37			45			34		
学校裁量の時間 (②)		40			48			37		
総時数 (①+②)		1071			1075			1055		
備考	各教科等の標準時数として計算する1単位時間は50分とする。									